

# (公財)東京都防災・建築まちづくりセンターの 構造計算適合性判定のご利用案内

平成27年6月1日改正建築基準法施行により、  
構造計算適合性判定を直接、適判機関に申請することになりました。  
当まちづくりセンターは、お客様の立場に立って、スピードを第一に誠実に対応します。  
是非、ご利用ください！！

## ☆ お客様のメリット

事前の相談・審査から本審査まで、全ての案件を常勤判定員が対応しますので、  
お客様のご都合に合わせた迅速な対応が可能

## 【 お客様の手続き 】

## 【 当センターの対応 】

事前相談  
仮申込み



本申請

正・副を当センターに  
提出して下さい。



・適合判定通知書+副本  
の受理  
・確認検査機関への提出

- 建築計画段階の相談にも、常時、対応します。
  - 本申請前の事前審査により、本審査に要する時間が大幅に短縮されます。
  - 質疑・回答等のやり取りは、Eメールや電話等、お客様のご都合に合わせて、効率的に対応します。
  - 事前段階で、確認検査機関が決まっていれば、連携を密に図り、食い違いが生じないよう効率的に対応します。
- 
- 事前審査と同じ常勤判定員が対応しますので、迅速に処理できます。
  - 事前審査で質疑対応が済んでいれば、翌日までには適合判定通知書をお出します。
  - 質疑・回答等のやり取りは、Eメールや電話等で迅速・柔軟に対応します。
- 
- 審査が終了次第、ご連絡し、適合判定通知書と副本をお客様にお渡しします。大切に保管して下さい。

事前相談の仮申込書、本申請の様式は、当センターのホームページよりダウンロードして、ご利用ください。不明な点は下記までお問い合わせください。



(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター 建築構造部

TEL : 03-5466-7611 FAX:03-5466-7613

E-mail : kouzou@tokyo-machidukuri.jp

U R L : <http://www.tokyo-machidukuri.or.jp>

## 構造計算適合性判定を要する建築物

○建築基準法第20条第1項第二号において規定されるもの

- ・高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造の建築物
- ・地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物
- ・高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

○これらに準ずる建築物として、施行令第36条の2において規定されるもの

- ・地階を除く階数が4以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物
- ・地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であって、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
- ・鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、高さが20mを超えるもの
- ・木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、地階を除く階数が4以上であるもの又は高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの

○その他、安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って、国土交通大臣が定める建築物（平成19年国土交通省告示593号）

○建築物の構造・規模等に係らず、下記のもの

- ・許容応力度等計算（ルート2）、保有水平耐力計算（ルート3）又は限界耐力計算（これらと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を含む）を行ったもの（下記 註）参照
- ・上記の構造計算又は許容応力度計算で、大臣認定プログラムによるもの

※時刻暦応答解析によるものについては、個別に性能評価を受けた上で大臣認定を取得することとなるため、構造計算適合性判定は不要となります。

註）平成27年6月1日から以下の点について変更となっています。

- ① 構造計算に関する高度な専門知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等が建築確認を行う場合には、審査が比較的容易にできると政令で定めた許容応力度等計算（ルート2）については、構造計算適合性判定の対象外となります。
- ② 既存不適格である建築物に増改築を行う際、施行令第9条の2に定められた「特定増改築構造計算基準」の構造計算を行っている場合には構造計算適合性判定の対象となります。
- ③ エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分は、分離されている部分ごとに異なる構造計算の方法の適用が可能となりました。これにより、当該部分ごとに構造計算適合性判定の対象の要否を判断することが可能になりました（法第20条第2項）。